木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの	一五年
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一四年
	その他のもの	
建物附属設備		
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	六年
	その他のもの	一五年
給排水又は衛生設備及びガス設備		一五年
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三年
	その他のもの	一五年
昇降機設備	エレベーター	一七年
	エスカレーター	一五年
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八年
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備		一二年
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	一五年
	その他のもの	八年
店用簡易装備		三年
可動間仕切り	簡易なもの	三年
	その他のもの	一五年
前掲のもの以外のもの及び前掲のもの区分によらないもの	主として金属製のもの	一八年
	その他のもの	一〇年

構築物		
鉄道業用又は軌道業用のもの		
軌条及びその附属品		二〇年
まくら木	木製のもの	八年
	コンクリート製のもの	二〇年
	金属製のもの	一五年
分岐器		三〇年
通信線、信号線及び電燈電力線		三〇年
信号機		四〇年
送配電線及びき電線		二〇年
電車線及び第三軌条		五年
帰線ボンド		三〇年
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）		
木柱及び木塔（腕木を含む。）		一五年
架空索道用のもの		二五年
その他のもの		
前掲以外のもの		
線路設備		
軌道設備		
道床		六〇年
	その他のもの	一六年
土工設備		五七年
橋りょう		
	鉄筋コンクリート造のもの	五〇年
	鉄骨造のもの	四〇年
	その他のもの	一五年
トンネル		
	鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
	れんが造のもの	三五年
	その他のもの	三〇年
その他のもの		二一年
停車場設備		三二年
電路設備		
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔		四五年
踏切保安又は自動列車停止設備		一二年
その他のもの		一九年
その他のもの		四〇年